

インフルエンザ・コロナウイルス感染症・感染性胃腸炎対策について

1 趣旨

流行が懸念される「インフルエンザ」や「コロナウイルス感染症」また、「感染性胃腸炎」の予防と集団感染の防止を目的とする基本的な指針とする。

2 インフルエンザ・コロナウイルス感染症予防、感染防止の対策

(1) 感染の実態

【飛沫感染】咳やくしゃみなどに含まれるウイルスを鼻や口から吸い込んで感染する。

※咳やくしゃみのしぶき（飛沫）は約2m飛ぶ。

【接触感染】ウイルスが付着したもの（ドアなど）を触った手で、口や目などの粘膜に触れることで感染する。

(2) インフルエンザ

①潜伏期間は1～4日

②症状（ウイルスによって変わる可能性有り。最新の情報に留意する。）

・発熱（38℃以上）

・関節の痛み、筋肉痛、喉の痛み、頭痛、全身の倦怠感、鼻水（鼻汁）または鼻づまり、咳など

③出席停止期間は「発症後5日（発症日が0日目）、かつ解熱後2日を経過するまで」

(3) コロナウイルス感染症

①潜伏期間は1～14日（多くは5日程度）

②症状（感染しても症状が出ない可能性もあるため感染予防を心がける）

・発熱

・鼻水、喉の痛み、咳などの呼吸器症状、嗅覚異常や味覚異常など

③出席停止期間は「発症後5日（発症日が0日目）、かつ症状が軽快後1日を経過するまで」

(4) 予防措置

①手洗い、うがいの励行

・外出後は、手洗いと共に必ずうがいをする。

・流水と石けんによる手洗い（30秒以上）を行い、清潔なタオルなどで水を十分拭き取る。

②アルコールによる手指消毒

③マスクの着用

・不織布マスク1日1枚使い捨てが理想。

④人ごみを避ける。

・不要不急の外出、大人数・長時間の集まりや会食をできるだけ避ける。

⑤換気

・宿舍や移動中の車内等の密閉空間では、定期的に窓を開け換気を心がける。

⑥健康管理、健康状態の観察（チェック）

・監督、引率者等の責任において、別紙【様式①】健康観察記録票により参加選手等の健康観察および記録を行い、健康管理に努める。

3 感染性胃腸炎予防、感染防止の対策

(1) 感染の実態

①ノロウイルスが蓄積した、カキなどの二枚貝を十分に火を通さずに食すと感染する。

②感染者の便や嘔吐物に含まれるノロウイルスが口に入り込み感染する。ノロウイルスは乾燥することで空気中に舞い上がり、直接口に入ることもある。また、調理器具などを介してノロウイルスが付着した食品を食べることで感染する。

(2) 感染性胃腸炎（ノロウイルス感染症など）

①潜伏期間は1～3日

②症状

- ・嘔吐と下痢が主な症状で、人により発熱や腹痛を伴うこともある。
- ・感染しても全員発病するわけではなく、軽い風邪症状で済む人もいる。

③出席停止期間の基準は「病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで」

(3) 予防措置

①頻繁な手洗い

- ・特にトイレの後や食事の前。石けんを使い、十分泡立てて手を洗う。
- ・手洗いタオルの使い回しは厳禁。個人用の準備をする。
- ・感染者が出た場合など、蛇口が汚れている場合もある。手洗い時に蛇口を洗うか、手洗い後は直接触れない工夫をする。

②調理での対策

- ・二枚貝の取り扱いは生食用を選び、十分な加熱をする。（食品の中心部85℃以上で1分以上）
- ・調理器具の十分な殺菌を行い、使い回しをしない。
- ・調理者の体調管理、手袋の使用、手洗いを徹底する。

③嘔吐物や排せつ物の処理

- ・処理する際は、マスク・ビニール手袋・エプロンを着用する。また、十分な換気をする。
- ・乾燥する前に静かに素早く拭き取る。
- ・0.1%次亜塩素酸ナトリウム（薄めた洗濯用漂白剤など）で消毒する。

④掃除の徹底

- ・十分な拭き掃除をし、状況によっては定期的な消毒をする。

⑤症状が出たときの対策

- ・感染拡大を防止するため、「症状がある人は、最後に浴槽に入るかシャワーのみにする」「塩素消毒後、他のものと分けて最後に洗濯をする」など、入浴・洗濯・掃除等で十分な対策をとる。

4 受診

健康観察により、上記2の（2）（3）、3の（2）のような症状が確認された場合は、直ちに医療機関（医療・救護要項に記載）を受診し、指導を受ける。受診の際は、事前に医療機関に電話連絡をする。

5 報告（大会事務局）

医療機関において受診後、感染の有無に関わらず、別紙【様式②】受診報告書に必要事項を明記し、大会事務局に提出する。

6 二次感染予防措置（蔓延を防ぐ）

(1) 感染者及び発病者について

大会の参加については、不参加とする。医療機関での診察、治療。関係機関の指導を受け、宿舎での隔離、入院、帰宅等の措置をする。（この際、監督・引率者は、保護者、学校等に連絡する）都道府県の責任者または監督・引率者は、別紙【様式③】感染症罹患届書を作成し、大会事務局に提出する。

(2) 濃厚接触者（感染の恐れのある者を含む）について

症状が確認されない場合であっても、関係機関（医療機関）の指導指示を受ける。大会への出場については、状況を再確認し、当該選手団・参加各校（チーム）の責任者の責任と判断に委ねる。ただし、決して無理はさせない配慮をする。また、症状が確認された場合は、速やかに受診、報告を（上記に順じ）をする。

- (3) 感染者および発病者（感染の恐れのある者を含む）を隔離する際の宿泊については、宿泊担当旅行者（野沢温泉マウンテンリゾート観光局）を必ず通すこと。
- (4) 二次感染の対応については、医療機関・行政（教育委員会）・保健所・（公財）日本中体連・実行委員会等で確認、指示指導の徹底を図る。
- (5) 感染が確認された場合等、医療機関の治療および指導を受けた後に、安全に当該選手、関係校（チーム）を帰宅させることを配慮しなければならない。
- (6) インフルエンザやコロナウイルス感染症等に感染し、出席停止扱いとなる場合、当該期間中は大会には参加することができない。
- (7) 学校閉鎖、学級閉鎖等の状況にある大会参加校・選手については、状況を正確に把握するために、当該校（チーム）全体の健康観察を迅速かつ的確に実施し、得られた情報を踏まえ、医療機関・当該市町村教育委員会・当該中学校（チーム）・当該中体連等で慎重に審議し、選手・チーム等の派遣の可否を決定する。（その旨、大会事務局に報告する。）

7 諸帳簿関係

- 【様式①】健康観察記録票
- 【様式②】受診報告書
- 【様式③】感染症罹患届書

8 その他

- (1) 大会に参加する以前の対応については、都道府県中体連および各教育委員会、参加各校（チーム）の配慮に委ねる。
- (2) 不参加の届け出があった場合の補充の大会出場について
 - ①正式申込前
補充については、当該中学校体育連盟および競技部に一任する。
 - ②正式申込後
補充のための大会出場は認めない。